

住家の被害認定調査

災害からの生活再建に向けた第一歩として、

被災した住家の調査を行います。

住家の被害認定とは…

住家の被害認定とは、地震や風水害等の災害により被災した住家の「被害の程度(全壊、半壊等)」を認定することをいい、市町村により実施されます。この認定結果に基づき、被災者の方々に「罹災証明書」が交付されます。(災害対策基本法第90条の2)

被害の程度とは…

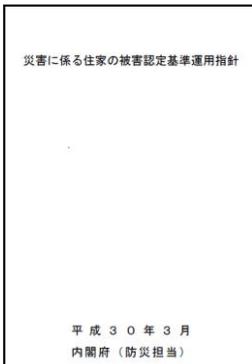
住家の被害の程度については、国で被害認定基準を定めています。

住家の屋根、壁等の経済的被害の全体に占める割合(=損害割合)に基づき、被害の程度を認定します。一般的には、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」及び「半壊に至らない」の4区分で認定を行います。

調査の方法は…

被害認定調査については、国で標準的な調査方法を定めています。

具体的には、研修を受けた調査員(市町村の職員等)が、原則として2人以上のグループで、被災した住家に伺い、住家の傾斜、屋根、壁等の損傷状況を調査します。



(国の調査方法)



(住家の傾斜の計測)



被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

罹災証明書の交付

各種被災者支援策の活用

罹災証明書とは…

罹災証明書とは、災害により被災した住家の「被害の程度」を市町村長が証明するものです。

この証明書は、被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理など様々な被災者支援策を受ける際に必要となります。

※災害の規模等により、市町村等により講じられる支援策は、異なります。